

神山町高等学校等通学費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神山町に住所を有する者で、高等学校等へ通学する生徒に対して利用する公共交通機関の通学費の一部を助成することにより、神山町の過疎及び定住対策並びに、保護者の負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の助成を受けることができる者は、神山町内に住所を有する生徒の保護者で、当該生徒を町内から高等学校等に通学させ、なおかつ町税その他町の収入に係る滞納がない者。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、神山町内に住所を有し、町内から高等学校等に路線バス及びJRの公共交通機関における利用区間の定期券購入費用の一部を助成するものとする。

2 購入する定期券の期間については、原則2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月とする。ただし、特別な理由があり、町長が認めた場合はこの限りでない。

(助成金の額)

第4条 助成金は前条の要した費用に2分の1を乗じて得た額とし、100円未満は切り捨てるものとする。

2 助成金の支給は、生徒が高等学校等に在学する3年間とする。

3 紛失等による再助成は認めない。

(助成の申請手続)

第5条 この事業の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、神山町高等学校等通学費助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて速やかに町長に申請しなければならない。なお、申請者は前条第2条により納付状況を閲覧することを承諾するものとする。

(1) 生徒が高等学校等に在学していることを証明する書類

(2) 通学用定期乗車券の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに申請内容を審査の上、助成金交付を決定し、決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の支給方法)

第6条 申請者は、前条第2項により決定通知書に基づき、請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求に基づき、助成金を申請者の指定する口座に振り込むものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、偽りその他の不正な手段により助成を受けた者がいるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。